

大分県報

令和七年
十月十六日
号外（六三）

（木曜日）

目次

告示

くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止……………一

○告示

大分県告示第三百九十七号

大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）別紙一―三に規定するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、令和七管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当すると認め、同号に定める者に対し、くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止を命ずる。

なお、くろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日までの間とする。

令和七年十月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年十月十六日

大分県報号外（告示）